指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）

グループホーム　めぐみ荘・めぐみ荘2

事業者の概要

(1)事業者の名称

事業主体：　有限会社　めぐみ
代表者：　代表取締役　岩永真帆
事業所名：グループホームめぐみ荘・めぐみ荘２
所在地：　〒856－0847　長崎県大村市西部町495－7
電話番号：0957－48－5233
FAX：　　0957－54－7516
責任者：　管理者　岩永真帆
開設年月日：平成15年2月1日
介護保険指定番号:4270500640

(2)事業の目的

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで食事・入浴・排泄等の支援及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、安らぎの中で利用者が有する能力に応じた生活を営むことができるように支援することを目的とする。

ホームの運営方針

本事業において提供する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービス（以下サービス）は介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

1、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズを的確にとらえ、個別に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下サービス計画）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
2、利用者またはその家族に対しサービス内容及び提供方法について分かり易く説明する。
3、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
4、常に、提供したサービスの質、管理、評価を行う。

(3)事業者の職員体制

1．管理者　1名
2．計画作成担当者　2名以上
3．介護職員　15名以上
4．看護師　　1名以上

(4)利用定員　18名

(5)サービス内容

1．介護サービス計画の作成
2．入浴･排泄･食事･着替え等の介助及び日常生活の支援
3．日常生活の中での機能訓練(リハビリ･レクリエーション)
4．相談援助
5．その他

(6)共用施設の概要

･1 階　トイレ２ケ所･洗面所２ケ所･浴室１ヶ所(個浴)･台所･リビング
･2 階　トイレ２ケ所･洗面所1ヶ所･浴室１ヶ所(大浴場)･台所･リビング

(7)緊急対応防犯防災設備の概要

･非常灯･誘導灯･非常口･消火器･スプリンクラー･自動火災通報装置･火災報知器

(8)入居･退居に当たっての留意事項

対象者:①要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症であること。
②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
③自傷他害の恐れがないこと。
④常時、医療機関において治療をする必要がないこと。
⑤本契約の定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること。

入　居:　入居に際しては、主治医の診断書により当該入居申込者が、認知症状態にあることを確認し、当ホームでのサービス提供が適切であるかを利用者及び家族と十分に検討した後にサービス提供を開始する。

退　居:①伝染性疾患により他の利用者の生活及び健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要があるとき。
②利用者の行動が他の利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来ないと事業者が判断したとき。
③利用者または利用者代理人が故意に法令その他の本契約の条項に重大な違反をし改善の見込みがないとき。
④退居時には、利用いただいた部屋を入居時の状態へ戻す費用を負担していただくものとする。

(9)介護保険証の確認

ご利用お申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(10)利用料金

※利用料金については【重要事項説明書・別紙】をご参照ください。

(11)支払方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行致しますので、その月の月末までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行致します。支払方法は下記のいずれかとなっております。

1．現金
2．銀行口座振込
3．口座振替

※延滞時の連絡先

ご契約者様からのお支払いの延滞が 1 ヶ月続いた場合には、ご記入いただいた連絡先に連絡させていただき、お支払いのお願いをすることがありますのでご了承ください。

※滞納について

正当な理由なく利用料・その他の自己の支払うべき費用を 3 ヶ月滞納したときは、退居していただく場合があります。

(12)協力機関等

・協力医療機関
　名称：医療法人　檜山会　中澤病院
　住所：大村市東大村１丁目2524－3
・協力歯科医療機関
　名称：吉原歯科医院
　住所：大村市岩松町941－11
・協力施設
　名称：医療法人　檜山会　介護老人保健施設　うぐいすの丘
　住所：大村市東大村１丁目2524－3

※なお、緊急の場合は「同意書」に、ご記入頂いた連絡先に連絡致します。

(13)利用にあたっての留意事項

・面会は、概ね 9:00～18:00まで。（連絡を頂ければこの時間とは限りません。）
（感染症の感染拡大予防の為、面会制限を行う時があります。）
・外出・外泊をされる場合は、必ず職員に申し出て外出届外泊届の記入をして下さい。
・飲酒・喫煙は禁止してはおりませんが、職員との相談の上ご利用下さい。
・通信等は自由ですが他の利用者に迷惑にならないようにして下さい。
・その他、ホームで決められた規則を遵守して下さい。

(14)非常災害対策

非常災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。また、非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練等を行う。

(15)業務継続計画

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(16)身体の拘束等

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある場合等緊急やむを得ない場合には、管理者が判断し、ご家族の同意のもとに身体拘束、その他、利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には事業者の介護職員が介護記録にその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとし、記録はサービスの完結の日から5年保存とします。

(17)虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次の掲げる通り必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者を選定しています。
   虐待防止に関する担当者:介護主任　喜多代夏子
2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
3. 虐待防止のための指針の整備をしています。
4. 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(18)秘密保持

事業者とその職員は、業務上知り得た利用者または養護者もしくは家族等に関する秘密を、正当な理由なく第 3 者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、事業者は利用者及び扶養者から、予め同意を得たうえで行うこととします。

1. 利用者に、医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供。
2. 介護保険サービスの質の向上のための勉強会･研修会等での事例研究発表等、なお、この場合、利用者が特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
3. 利用者の円滑な退所のための援助を行う場合の利用者に関する情報を、市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険支援事業者へ情報提供。
4. 外部評価･監査機関への情報提供。
5. 事業所で行われる学生等の実習への協力。

(19)個人情報の保護

1. 事業者及びその従業員は、利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイダンス等に基づき個人情報保護に努めるものとします。
2. 個人情報の取り扱い関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとします。
3. サービス提供の記録について、記録物を交付するためには、個人情報に関する開示請求の提出をして頂きます。なお、複写物に関しては実費負担していただきます。

(20)要望及び苦情等の相談

事業者は、相談･苦情の受付窓口担当を設置しております。

･グループホームめぐみ荘･めぐみ荘２　相談苦情窓口

管理者　　岩永真帆　0957－48－5233

※要望や苦情等は窓口担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。

他に、玄関に設置しております意見箱をご利用ください。

行政機関･その他の苦情受付機関

･大村市長寿介護課　大村市本町458－2　　0957－20－7301

･長崎県国民健康保険団体連合会

長崎市今博多町8－2　095－826－7293

(21)事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して執った処置については、記録を整備します。

利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

（22）損害賠償

サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。利用者の責に帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合は、利用者及び養護者は、連帯して事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

（２３）第三者による評価の実地状況

２年1度実施しています。